

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考								
<p>本則</p> <p>(制定等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 制定等の日は、特に定めるもののほか、<u>当該決裁の日とする。</u></p> <p>3 <u>第1項各号の原案は、別紙様式により起案するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(規則番号等)</p> <p>第6条 規則等には、その種類ごとに制定等年、<u>経営協議会又は教育研究評議会を経るもの</u>にあつてはその名称、当該規則等種類の名称及び番号を付すものとする。<u>ただし、改正の場合は、当該改正規則等の附則に制定等年、種類及び番号を付すものとする。また、部局等の規則等にあつては、制定年等の次に当該部局等の略称を付すものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の制定等年は、制定等された暦年とし、番号は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる一連番号とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(制定等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 制定等の日は、特に定めるもののほか、<u>審議機関において承認された日とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>(規則番号等)</p> <p>第6条 規則等には、その種類(<u>規則、規程又は細則とする。以下この条において同じ。)</u>ごとに、当該種類及び番号(<u>毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる一連番号とする。)</u>を付すものとする。</p> <p>2 <u>前項の種類の前には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める略称を付すものとする。</u></p> <p>(1) <u>全学の規則等 経営協議会又は教育研究評議会を経るものにあつては、別表第1に掲げる当該審議機関の略称</u></p> <p>(2) <u>部局等の規則等 別表第2に掲げる当該部局等の略称</u></p> <p>3 <u>改正の場合は、当該改正規則等の附則に、前2項に規定する略称、種類及び番号を付すものとする。</u></p> <p>別表第1(第6条第2項第1号関係)</p> <table border="1" data-bbox="1072 1193 1503 1358"> <tr> <td>略称</td> <td>審議機関</td> </tr> <tr> <td>経</td> <td>経営協議会</td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>教育研究評議会</td> </tr> <tr> <td>経教</td> <td>経営協議会及び教育研究評議会</td> </tr> </table>	略称	審議機関	経	経営協議会	教	教育研究評議会	経教	経営協議会及び教育研究評議会	
略称	審議機関									
経	経営協議会									
教	教育研究評議会									
経教	経営協議会及び教育研究評議会									

(新設)

別表第2(第6条第2項第2号関係)

略称	部局等
農	農学研究院、農学府及び農学部
工	工学研究院、工学府及び工学部
生	生物システム応用科学府
連	連合農学研究科
図	図書館
大	大学教育センター
産	先端産学連携研究推進センター
国	国際センター
保	保健管理センター
情	総合情報メディアセンター
術	学術研究支援総合センター
博	科学博物館
環	環境安全管理センター
放	放射線研究室

別紙様式(第4条第1項関係)

[別紙参照]

(削る)

附 則 (25 規程第 21 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度において、第 6 条の一連番号は、平成 25 年 3 月 31 日までに付された番号を引き継ぐものとする。

現行	改正案	備考
<p>別紙様式（第4条第1項関係）</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇（規則等名）を次のとおり制定する。（備考1）</p> <p>平成 年 月 日（備考2） 国立大学法人東京農工大学長（又は部局等の長）〇〇〇印（備考3）</p> <p>16 研 経教 規則（規程、細則）第〇号（備考4） 〇〇〇〇〇〇〇〇（規則等題名）（備考5）</p> <p>目次（備考6） 第〇章 〇〇〇（第〇条—第〇条） 第〇節 〇〇〇（第〇条・第〇条） 第〇款 〇〇〇（第〇条・第〇条） 附則</p> <p>第〇章 〇〇〇（備考7） 第〇節 〇〇〇 第〇款 〇〇〇</p> <p>（見出し）（備考8） 第1条 この規則は、・・・・（備考9） 2 前項の規定に・・・・（備考9） 一 研究院の組織・・・・（備考10） イ 教授会・・・・（備考11） ロ 〇〇〇・・・・ （定義） 第2条 この規則において・・・・ 表（備考12） <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>附 則（備考13） この規則は、・・・・</p> <p>別表（第〇条関係）（備考14） <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </p></p>		

<p>備考 1 制定文は、2字目から書き出し、2行以上にわたるため改行する場合は、改行後の初字は1字目から書き出す。</p> <p>2 制定年月日は、3字目から書き出す。</p> <p>3 制定権者名は、制定年月日の次の行の日の下段から書き出す。</p> <p>4 規則等番号は、1字目から書き出す。番号は第1号から始まり、暦年とし、年毎に改める。部局等の規則等は、制定等年の次に、工学研究院、工学府及び工学部：「工」、農学研究院、農学府及び農学部：「農」、生物システム応用科学府：「生」、連合農学研究科：「連」、技術経営研究科：「技」、図書館：「図」、大学教育センター：「大」、産官学連携・知的財産センター：「知」、国際センター：「国」、保健管理センター：「保」、総合情報メディアセンター：「情」、学術研究支援総合センター：「術」、科学博物館：「博」、環境安全管理センター：「環」、放射線研究室：「放」など部局等の略称を付する。経営協議会又は教育研究評議会を経る規則等は、制定等年の次（部局等の規則にあつては、当該部局等略称の次）に、経営協議会を経る場合は「経」、教育研究評議会を経る場合は「教」、経営協議会と教育研究評議会の両方を経る場合は「経教」と付する。</p> <p>5 規則等題名は、4字目から書き出し、2行以上にわたるため改行する場合は、改行後の初字は4字目から書き出し、その肩をそろえる。部局等の規則等は、当該部局等の名称を冠する。</p> <p>6 目次を附する規則等にあつては、目次の文字は、1字目から書き出す。章の文字は2字目から書き出し、節、款は、これから1字ずつ繰り下げ、章、節、款の題名は「章」、「節」及び「款」の文字から1文字空けて書き出し、2行以上にわたるため改行する場合は、改行後の初字は1行目と揃える。附則は、2字目から書き出す。</p> <p>7 本則の章は、4字目から書き出し、節、款はこれから1字ずつ繰り下げ、章、節、款の題名は、備考6に準じる。</p> <p>8 本則の見出しは、左括弧を2字目から書き出し、2行以上にわたるため改行する場合は、改行後の初字は2字目から書き出す。</p> <p>9 条及び項は、1字目から書き出し、条項の文章は「条」及び「項」の文字から1文字空けて書き出し、2行以上にわたるため改行する場合は、改行後の初字は2字目から書き出す。</p> <p>10 号は、2字目から書き出し、号の文章は「号」の文字から1文字空けて書き出し、2行以上にわたるため改行する場合は、改行後の初字は3字目から書き出す。</p> <p>11 号を更に細分化する場合は、イ、ロ、ハ・・・を用い、3字目から書き出し、文章は「イ」、「ロ」などの文字から1文字空けて書き出し、2行以上にわたるため改行する場合は、改行後の初字は4字目から書き出す。</p> <p>12 本則の条又は項に掲げる表は、枠のある表とない表があり、枠のある表の縦線は、2字目に位置させる。</p> <p>13 附則の文字は、4字目から書き出し、「附」と「則」の間は1文字空ける。附則における条、項、号及び見出し並びに表については、本則の配字と同様とする。ただし、条、項及び号を付さない場合は、2字目から書き出す。</p> <p>14 附則の次に置かれる別表の「別表」「別表第一」などの文字は、1字目から書き出し当該別表の根拠規定を括弧書きで表示する。別表の配置等は本則の表と同様とする。</p>		
---	--	--

